

街路防犯灯設置費等補助要綱

(総則)

第1条 街路防犯灯の設置、建替え及び維持管理に要する費用の補助については、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 街路防犯灯

市民生活の安全を保持するため、不特定多数の住民が利用する街路を終夜点灯する照明灯をいう。ただし、アーチ、ネオンサイン及び広告灯等装飾的なものは除く。

(2) 住民組織

自治会、町内会、地域住民による管理組合等で、街路防犯灯を設置（建替えを含む。）し、維持管理するために組織された住民自治組織をいう。

(3) 設置費

市長が別に定める基準に基づいて街路防犯灯を設置し、又は建て替えるために必要な費用をいう。

(4) 管理費

街路防犯灯に要する電気料金、電球代その他維持管理に必要な費用をいう。

(補助対象)

第3条 補助の対象となる費用は、住民組織が負担する次の各号に掲げるものとする。

(1) 設置費

(2) 管理費（4月1日現在において街路防犯灯を所有し、かつ、維持管理している場合に限る。）

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内で市長が定める額とする。

(交付申請)

第5条 規則第4条第3号に規定するその他参考となる書類は、次のとおりとする。

(1) 設置費の補助を受けようとする場合

ア 見積書

イ 街路防犯灯設置予定位置図

- ウ その他市長が必要と認める書類
 - (2) 管理費の補助を受けようとする場合
 - ア 4月分電気料金領収書の写し（支払の事実が確認できるものを含む）
 - イ その他市長が必要と認める書類
- (交付)

第6条 管理費に係る補助金については、規則第11条第1項ただし書の規定により、補助事業完了前に交付するものとする。

(実績報告書)

第7条 規則第10条に規定する市長の定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 街路防犯灯の設置又は建替えに要した費用に係る領収書の写し
- (2) 街路防犯灯設置（建替え）確定位置図
- (3) 電球代その他維持管理に要した費用に係る領収書等の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和52年4月1日から施行する。

(旧要綱の廃止)

2 街路防犯灯管理費補助要綱（昭和47年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、昭和54年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。